

## 信州プラスチックスマート運動協力事業者募集要領

### 1 目的

海洋プラスチック問題に上流県として向き合い、県全体で「信州プラスチックスマート運動」を推進するため、プラスチックの削減などに取り組む事業者等を登録、紹介することにより、県民のプラスチックとの賢い付き合い方や生活スタイルの見つめ直しを促す。

### 2 実施主体

長野県（環境部）

### 3 用語の定義

- (1) 「プラスチックスマート」とは、海洋プラスチックごみによる地球環境への影響を認識し、生活の中でプラスチックと賢く付き合うことを意識して考え取り組むことをいう。
- (2) 「信州プラスチックスマート運動」とは、意識して「選択」、少しずつ「転換」、分別して「回収」の3つの行動を意識し、県民、事業者、行政それぞれの立場でプラスチックの減量化、資源化、代替品への転換など、プラスチックスマートに基づく取組を進め、美しく環境にやさしい長野県を目指す県民運動をいう。

### 4 登録の対象とする者

「信州プラスチックスマート運動」の趣旨に賛同する長野県内で活動する事業者、団体、学校等であり、かつ以下の（1）から（4）の取組を行う者を「信州プラスチックスマート運動」協力事業者として登録できるものとする。

- (1) プラスチックごみの排出量を削減する取組
  - ・レジ袋の削減（有料化、薄肉化、声かけ等）
  - ・使用済みプラスチックの回収  
例：使用済みの食品トレー・ペットボトルを回収
  - ・代替品の使用  
例：プラスチックのストローを紙ストローに変更
  - ・プラスチックの再利用（リユース）  
例：洗剤、シャンプーの詰め替え用ボトルを使用
  - ・上記以外  
例：プラスチック包装の減量化
- (2) 使用済みプラスチックの再資源化（使用済みプラから製品を製造等）  
例：ペットボトルで衣類用生地を製造
- (3) プラスチック代替製品等の製造・開発・研究  
例：生分解性プラスチックの開発・研究  
プラスチックストローに代わる紙ストローを製造
- (4) 上流県における海洋プラスチック対策  
例：河川の一斉清掃等の継続的（3年以上）な活動  
河川におけるマイクロプラスチックの調査
- (5) 上記以外  
例：環境教育、講演の継続的（3年以上）な実施 等

## 5 登録方法

- (1) 登録を希望する者は、申込書（様式1）を資源循環推進課又は地域振興局環境担当課へ郵送、FAX、メール等により提出するものとする。
- (2) 地域振興局環境担当課は申込書の内容を確認し、資源循環推進課へ送付する。
- (3) 資源循環推進課は、提出された申込書の内容を審査の上登録する者を決定し、登録名簿に登録するものとする。

なお、登録された者（以下、「登録事業者」という。）には「信州プラスチックスマート運動協力事業者登録証」（以下、「登録証」という。）を交付する。

## 6 登録事業者の取組

- (1) 登録事業者は、引き続き各自の取組を実施し、また長野県の進める「信州プラスチックスマート運動」及びそれに係るイベント等に積極的に協力するものとする。
- (2) 登録事業者は、登録証を事業所内等に掲示するものとする。

## 7 登録事業者に係る情報発信

資源循環推進課は、登録事業者の取組内容等について、県公式ホームページ及び長野県魅力発信ブログ「えこすた（Eco Style）信州！」（以下、「県公式ホームページ等」という。）若しくは他の方法により広く情報発信を行うものとする。

なお、登録事業者は申込みをした時点で、県による情報公開に承諾したものとみなす。

## 8 登録の取消し

- (1) 登録事業者は取組内容が要件に合わなくなった場合又は取組を中止する等の場合は、取消届（様式2）を資源循環推進課又は地域振興局環境担当課へ届け出るとともに、登録証を返納するものとする。
- (2) 地域振興局環境担当課が取消届を受理した場合は、内容を確認の上、資源循環推進課へ送付するものとする。
- (3) 資源循環推進課は、取消届の内容を確認し、登録名簿及び県公式ホームページ等掲載情報から削除するものとする。

## 9 登録内容の変更

登録事業者は、申込書（様式1）に記載した内容に変更が生じた場合は、変更届（様式3）を県へ届け出るものとする。

## 10 登録の抹消

- (1) 県は、登録事業者が要件を満たしていない又は信用を失墜する行為を行うなど登録事業者として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

なお、その際は、速やかに登録事業者に通知するものとする。

- (2) 登録を抹消された者は、速やかに登録証を返納するものとする。また、資源循環推進課は登録名簿及び県公式ホームページ等から削除するものとする。

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

この要領は、令和5年4月11日から施行する。



しあわせ信州

登録番号〇〇—〇〇

## 信州プラスチックスマート運動 協力事業者登録証

様

貴社（団体）を信州プラスチックスマート運動協力事業者として登録  
します。

県全体で美しく環境にやさしい長野県を目指すため、引き続き取組の  
実施をお願いします。

<取組内容>

レジ袋の削減・・・など

令和 年 月 日

長野県知事